

島根県多面的機能支払交付金検討委員会設置要綱

(設置)

第1条 本委員会は、島根県多面的機能支払交付金検討委員会（以下「委員会」）と称する。

(目的)

第2条 農業・農村の有する多面的機能の維持・発揮を図るために実施する「多面的機能支払交付金」の交付が、計画的かつ効果的に実施されるよう、取組状況の点検及び評価を行い、施策に反映させることを目的とする。

(所掌事項)

第3条 委員会は、前条の目的を達成するため、次に掲げる事項について検討する。

- (1) 本交付金の取組状況の点検に関する事。
- (2) 活動組織の取組の評価及び指導・助言に関する事。
- (3) 前各号に掲げるもののほか、前条の目的を達成するために必要な事項に関する事。

(組織)

第4条 委員会は、別表の委員により構成する。

(委員の任期)

第5条 委員の任期は2年以内とする。ただし、欠員が生じた場合には補欠委員をおくこととし、補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

(会長)

第6条 委員会に会長を置き、委員の互選によりこれを定める。

- 2 会長は会務を総理し、委員会を代表する。
- 3 会長に事故等があるときは、会長があらかじめ指名する委員が、その職務を代理する。

(会議)

第7条 会議は、必要に応じて会長が招集し、会長が議長となる。ただし、やむを得ず会長が会議に出席できない場合は、前条3項の規定に基づき、会長があらかじめ指名する委員が議長となる。

- 2 会議の議事は、出席者の過半数で決し、可否同数の場合は議長の決するところによる。
- 3 会長は、必要に応じて委員会の会議に委員以外の者の出席を求め、その意見を聞くことができる。

(事務局)

第8条 島根県農林水産部農村整備課に事務局を置く。

(その他)

第9条 この要綱に定めるもののほか、委員会の運営について必要な事項は委員会に諮って決定する。

附則

1. この要綱は、平成20年1月7日から施行する。
2. この要綱は、平成24年9月26日から施行する。
3. この要綱は、平成27年1月23日から施行する。
4. この要綱は、平成29年9月19日から施行する。